

## 第20号様式記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。
- (3) 法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分の申告にあつては、法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
5「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記します。	
6「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。	
7「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末（中間申告の場合にあつては、その計算期間の末日）現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の④の欄の金額を記載します。）
9「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の④の欄の金額を用います。） (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」における、33の④の欄の金額を用います。）
10「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載	

	<p>します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第292条第1項第4号の5イに定める額</p> <p>(2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第292条 第1項第4号の5ニに定める額</p> <p>(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準 用する政令第6条の25第1号に定める金額</p>	
11「市町村民税の 申告書」	<p>空欄は、次のように記載します。</p> <p>(1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合は、「中間」</p> <p>(2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除き ます。）又は連結確定申告書に係る申告の場合は、「確定」</p> <p>(3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正 確定」</p>	修正申告の場合は、「こ の申告の基礎」の欄にも記 載します。
12「法人税法の規定によって計算 した法人税額①」	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、そ れぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額（た だし、別表1(1)の10の欄の上段に記載された金額（使途秘匿金 の支出の額の40%相当額）がある場合には、当該金額を加算 した合計額を記載します。以下(2)及び(3)においても同じで す。）</p> <p>(2) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の8の欄の金額</p> <p>(3) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別 表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1 (2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3) の8の欄の上段に外書として記載された金額）、リース特別 控除取戻税額（別表1(1)の5の欄、別表1(2)の5の欄又は別 表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人 税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の 7の欄の金額）の合計額を記載します。</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人 であった法人は、記載し ないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設 を有する外国法人は、記 載しないでください。</p>
13「試験研究費の額等に係る法人 税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を 記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係 る税額控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6 (6)）の15の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第2項（中小企業者等の試験研 究費に係る税額控除）の規定に係る金額は記載しないでくだ さい。</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第3項（特別試験研究費に係る 税額控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(6)）の24の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の4第4項（試験研究費の増加額等 に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者 等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(7)）の22の欄の 金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域にお いて機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に 係る金額 法人税の明細書（別表6(13)）の25の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域 において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規 定に係る金額 法人税の明細書（別表6(14)）の29の欄の金 額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地方活力向上地域 において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除） の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の 明細書（別表6(15)）の24の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12第1項、第2項及び第3項（特 定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特 別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(16)）の35の欄の金額</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人 であった法人は、記載し ないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設 を有する外国法人は、記 載しないでください。</p>

	<p>(9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（17））の10の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の4第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（19））の15の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の5第7項及び第8項（生産性向上設備等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（20））の21の欄の金額</p>	
14「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
15「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載します。	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人も記載します。</p> <p>(3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
16「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額①+②-③+④ ⑤」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額</p> <p>(ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額</p> <p>(ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表1の⑦の欄の金額</p> <p>(2) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
17「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額（ $\frac{⑤}{①} \times ②$ ） ⑥」	<p>(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。</p> <p>(2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。</p> <p>(イ) ⑤の欄の金額を③の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち③の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数以下の部分の数値を切り捨てた数値）に②の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。</p> <p>(ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。</p> <p>(2) 「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額と一致します。</p> <p>(3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
18「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」	第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。	市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「外国の法人税等の額の控除額⑧」	第20号の4様式の⑬の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑭の欄の当該市町村分の金額）を記載します。	市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

20 「差引法人税割額⑤－⑦－⑧－⑨又は⑥－⑦－⑧－⑨ ⑩」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
21 「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑪」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載します。	
22 「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑫」	「⑩の欄の金額－⑪の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
23 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑬」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みません。
24 「 $\times \frac{\text{⑭}}{12}$ ⑮」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の⑮の計算」の欄の各区の均等割額の合計額又は第20号様式別表4の3の「均等割額の計」の欄の金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。
25 「この申告により納付すべき市町村民税額⑬＋⑰ ⑱」	⑬又は⑰の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑬又は⑰の欄を零として計算します。	
26 「⑱のうち見込納付額⑲」	法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限ります。）を含みます。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
27 「当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。 この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(1)から(3)に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。 (1) 算定期間の中で新設された事務所等 算定期間の末日現在の従業者数× <u>新設された日から算定期間の末日までの月数</u> 算定期間の月数 (2) 算定期間の中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数× <u>廃止された日までの月数</u> 算定期間の月数	主たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合は、記載する必要はありません。

	<p>(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数 算定期間の月数 なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。</p>	
28「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。
29「指定都市に申告する場合の⑬の計算」	<p>指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。</p> <p>(1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。</p> <p>(2) 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。</p> <p>(3) 「従業者数」の欄は、算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、算定期間の末日現在における従業者数を記載します。</p>	9以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。
30「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。	<p>(1) 資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」における、36の④の欄の金額を用います。）</p> <p>(2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表5の2(1)付表1)の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」における、30の④の欄の金額を用います。）</p>
31「法人税の申告書の種類」	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」</p> <p>(2) その他の申告書を提出する法人 「その他」</p>	
32「翌期の中間申告の要否」	<p>次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項及び第144条の3第1項（同法第72条第1項及び第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定によって中間申告をする必要のある法人を含みます。）</p> <p>(2) 連結申告法人にあつては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人</p>	
33「法人税の申告期限の延長の処分の有無」	<p>次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 法人税法第75条の2第1項（同法144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（同法第75条の2第6項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）</p> <p>(2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定に</p>	

	より法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人	
34「還付請求税額」	中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、⑬の欄又は⑰の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。	
35「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑬の欄に記載した金額と同額になります。	

## 第20号様式別表 1 記載の手引

### 1 この計算書の用途等

この計算書は、連結法人及び連結法人であった法人が記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分の申告にあつては、法人番号(13桁)を記載します。	
4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める個別帰属額等を記載した書類又は法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人</p> <p>(イ) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)—である連結法人の分」(以下「個別帰属額届出書(普通法人分)」といいます。)を提出する法人 個別帰属額届出書(普通法人分)の10の欄の金額(ただし、個別帰属額届出書(普通法人分)の10の欄の上段に記載された金額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下(Ⅱ)及び(Ⅲ)においても同じです。)</p> <p>(Ⅱ) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が協同組合等である連結法人の分」(以下「個別帰属額届出書(協同組合等分)」といいます。)を提出する法人 個別帰属額届出書(協同組合等分)の8の欄の金額</p> <p>(Ⅲ) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」(以下「個別帰属額届出書(特定医療法人分)」といいます。)を提出する法人 個別帰属額届出書(特定医療法人分)の8の欄の金額</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額に係る個別帰属額(個別帰属額届出書(普通法人分)の10の欄の上段に外書として記載された金額、個別帰属額届出書(協同組合等分)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は個別帰属額届出書(特定医療法人分)の8の欄の上段に外書として記載された金額)、個別帰属特別控除取戻税額(個別帰属額届出書(普通法人分)の5の欄、個別帰属額届出書(協同組合等分)の5の欄又は個別帰属額届出書(特定医療法人分)の5の欄の金額)及び個別土地譲渡利益金額に対する法人税額(個別帰属額届出書(普通法人分)の7の欄、個別帰属額届出書(協同組合等分)の7の欄又は個別帰属額届出書(特定医療法人分)の7の欄の金額)の合計額(これらの金額がない場合は零)を記載します。</p> <p>(2) 連結申告法人以外の法人</p> <p>(イ) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額(ただし、個別帰属額届出書(普通法人分)の10の欄の上段に記載された金額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下(Ⅱ)及び(Ⅲ)においても同じです。)</p> <p>(Ⅱ) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の8の欄の金額</p> <p>(Ⅲ) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、</p>	

	<p>別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額)、リース特別控除取戻税額(別表1(1)の5の欄、別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額)の合計額を記載します。</p>	
<p>5 「試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」</p>	<p>(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、下記の金額はそれぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(イ) 租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額に係る税額控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(6))の15の欄の金額</p> <p>(ロ) 租税特別措置法第42条の4第2項(中小企業者等の試験研究費に係る税額控除)の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(ハ) 租税特別措置法第42条の4第3項(特別試験研究費に係る税額控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(6))の24の欄の金額</p> <p>(ニ) 租税特別措置法第42条の4第4項(試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(7))の22の欄の金額</p> <p>(ホ) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(13))の25の欄の金額</p> <p>(ヘ) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(14))の29の欄の金額</p> <p>(ト) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(15))の24の欄の金額</p> <p>(フ) 租税特別措置法第42条の12第1項、第2項及び第3項(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(16))の35の欄の金額</p> <p>(リ) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の10の欄の金額</p> <p>(ル) 租税特別措置法第42条の12の4第1項(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の15の欄の金額</p> <p>(ロ) 租税特別措置法第42条の12の5第7項及び第8項(生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の21の欄の金額</p> <p>(2) 連結申告法人にあつては、下記の金額はそれぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(イ) 租税特別措置法第68条の9第1項(試験研究費の総額に係る税額控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6の2(3)附表)の8の欄の金額</p> <p>(ロ) 租税特別措置法第68条の9第2項(中小連結法人の試験研究費に係る税額控除)の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(ハ) 租税特別措置法第68条の9第3項(中小連結法人の特別試験研究費に係る税額控除)の規定に係る金額(中小</p>	



	<p>連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(3)付表)の16の欄の金額</p> <p>(ニ) 租税特別措置法第68条の9第4項(試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(4)付表)の11の欄の金額</p> <p>(ホ) 租税特別措置法第68条の14第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6の2(10))の20の欄の金額</p> <p>(ハ) 租税特別措置法第68条の14の2第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書(別表6の2(11))の25の欄の金額</p> <p>(ト) 租税特別措置法第68条の15第2項(地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(12))の18の欄の金額</p> <p>(チ) 租税特別措置法第68条の15の2第1項、第2項及び第3項(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(13))の30の欄、31の欄及び32の欄の合計金額</p> <p>(リ) 租税特別措置法第68条の15の3第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6の2(14))の20の欄の金額</p> <p>(ロ) 租税特別措置法第68条の15の5第1項(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(16))の7の欄の金額</p> <p>(ル) 租税特別措置法第68条の15の6第7項及び第8項(生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(17))の15の欄の金額</p>	
6「差引個別帰属法人税額(①+②)と①の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額(①+②) ③」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人 ①+②の金額と①の欄の上段の( )内の金額のうちいずれか多い金額</p> <p>(2) 連結申告法人以外の法人 ①+②の金額</p> <p>この場合において、その金額が負数となる場合は零を記載します。</p>	
7「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」	第20号様式別表2の⑤の計欄の金額及び第20号様式別表2の2の④の計欄の金額の合計額を記載します。	
8「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」	第20号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	
9「退職年金等積立金に係る法人税額⑥」	法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	
10「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額③-④-⑤+⑥ ⑦」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11「当期に発生した控除対象個別帰属税額(①の括弧書)-①+②) ⑧」	<p>(1) ①の欄の上段の( )内の金額から①+②の金額を差し引いた金額を記載します。</p> <p>この場合において、その金額が負数になる場合は記載しないでください。</p> <p>(2) この欄の金額は、第20号様式別表2の2の「当期分」の欄の①の欄に転記します。</p>	①+②の金額が負数であっても、そのまま負数として計算します。
12「法人税における連結納税の承	連結法人に該当する場合は「有(連結法人)」を、その他	

認の有無⑨	の法人は「無（連結法人以外の法人）」を○印で囲んで表示します。	
13「連結親法人・子法人の区分⑩」	連結親法人にあつては「連結親法人」を、連結子法人にあつては「連結子法人」を○印で囲んで表示します。	⑨の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。
14「連結親法人の区分⑪」	⑩の欄において「連結親法人」を○印で囲んだ法人は自らの区分を、「連結子法人」を○印で囲んだ法人は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の区分を○印で囲んで表示します。	⑨の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。
15「連結子法人の区分⑫」	法人税法第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法人にあつては「特定連結子法人」を、その他の連結子法人にあつては「非特定連結子法人」を○印で囲んで表示します。	⑩の欄において「連結子法人」を○印で囲んだ法人が記載します。
16「法人税の申告区分⑬」	連結申告法人にあつては「連結申告」を、その他の法人にあつては「単体申告」を○印で囲んで表示します。	⑨の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。

## 第20号様式別表1の2記載の手引

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、市町村内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となる場合は、その金額の直前の単位(けた)に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分の申告にあつては、法人番号(13桁)を記載します。	
4「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書(別表1の3)の6の欄及び32の欄の金額(これらの欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内にはリース特別控除戻税額、用途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。	
5「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額に係る税額控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(6))の15の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第2項(中小企業者等の試験研究費に係る税額控除)の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第3項(特別試験研究費に係る税額控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(6))の24の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の4第4項(試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(7))の22の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(13))の25の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(14))の29の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(15))の24の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12第1項、第2項及び第3項(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(16))の35の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の10の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の4第1項(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の15の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の5第7項及び第8項(生産性</p>	

	向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の21の欄の金額	
6「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載します。	
7「課税標準となる法人税額①+②-③ ④」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	2以上の市町村に事務所等を有する法人はこの欄の金額を第22号の2様式の⑤の欄に記載します。
8「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑤」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が第22号の2様式の市町村民税の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載します。	一の市町村にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。
9「法人税割額(④又は⑤× $\frac{1}{100}$ )⑥」	一の市町村にのみ事務所等を有する法人は④の欄の金額に、2以上の市町村に事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に税率を乗じて計算します。	税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。
10「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」	第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。	
11「外国の法人税等の額の控除額⑧」	第20号の4様式の⑬の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑱の欄の当該市町村分の金額)を記載します。	
12「差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧⑨」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

## 第20号様式別表 2 記載の手引

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、法第321条の8第5項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においては法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」	当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
2 「控除対象個別帰属調整額②」	①の欄に記載した金額に、最初連結事業年度（2以上ある場合には、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。）の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の23.4。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日前に開始した場合は、100分の30。最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は、100分の25.5。最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は、100分の23.9。 (2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日前に開始した場合は、100分の23。 (3) 租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日前に開始した場合は、100分の23。	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	④の欄の金額と第20号様式別表1の③の欄の金額のうちいずれか低い金額を記載します。この場合において、第20号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第20号様式別表1の③の欄の金額は、第20号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したものと計算します。	

## 第20号様式別表2の2記載の手引

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、法第321条の8第9項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「控除対象個別帰属税額①」	当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	
3 「当期控除額④」	③の欄の金額と第20号様式別表1の③の欄の金額のうちいずれか低い金額を記載します。この場合において、第20号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第20号様式別表1の③の欄の金額は、第20号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したものとして計算します。	

## 第20号様式別表2の3記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第321条の8第12項又は第15項の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額①」	当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において法人税法第80条及び第144条の13の規定によって欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において同法第81条の31の規定によって連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
3 「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに掲げる金額を記載します。この場合において、(1)については、第20号様式の①の欄の（ ）内に記載された金額があるときは、第20号様式の①の欄の金額は、第20号様式の①の欄の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算し、(2)については、第20号様式別表1の2の①の（イ）の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第20号様式別表1の2の①の（イ）の欄の金額は、第20号様式別表1の2の①の（イ）の欄の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算し、(3)については、第20号様式別表1の2の①の（ロ）の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第20号様式別表1の2の①の（ロ）の欄の金額は、第20号様式別表1の2の①の（ロ）の欄の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算し、(4)については、第20号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第20号様式別表1の③の欄の金額は、第20号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算します。 (1) 連結法人及び連結法人であった法人以外の内国法人 ③の欄の金額と第20号様式の①+②の金額のうちいずれか低い金額 (2) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 ③の欄の金額と第20号様式別表1の2の（イ）の①+②の金額のうちいずれか低い金額 (3) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 ③の欄の金額と第20号様式別表1の2の（ロ）の①+②の金額のうちいずれか低い金額 (4) 連結法人及び連結法人であった内国法人 ③の欄の金額と第20号様式別表1の③の欄の金額のうちいずれか低い金額（ただし、第20号様式別表1の④の欄に金額が記載されている場合には、③の欄の金額と第20号様式別表1の③の欄の金額から第20号様式別表1の④の欄の金額を控除した金額のうちいずれか低い金額）	

## 第20号様式別表4の3記載の手引

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、指定都市（法第737条第1項の市をいいます。）内の9以上の区に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が当該指定都市の長に提出する第20号様式、第20号の3様式又は第22号の3様式の申告書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分の申告にあつては、法人番号（13桁）を記載します。	
2「※区コード」		記載する必要はありません。
3「区内の主たる事務所等所在地」	区内に所在する事務所等又は寮等ごとに記載し、同一区内に2以上の事務所等又は寮等を有する場合は、主たる事務所等又は寮等を記載します。	
4「月数」	「月数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）中に事務所等を有していた月数を記載します。この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てた金額を記載します。	
5「従業者数」	算定期間の末日現在における当該区内の事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	



## 第20号の2様式記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告にあつては、法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「事業種目」	「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
6「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の④の欄の金額を記載します。）
7「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第292条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額	
8「市町村民税の申告書」	空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。	
9「課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額①」	(1) 「課税標準」の欄は、法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。	税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。
10「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及び法人税割額②」	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人のみが記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (イ) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑤の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に⑥の欄の数値を乗じて得た額を記載します。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載します。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。 (2) 「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額と一致します。
11「①又は②のうち既に納付の確	既に納付の確定した当期分の法人税割額のうち退職年金等積	

定した当期分の法人税割額③」	<p>立金に対する法人税額に係る法人税割額に相当する金額を記載します。</p> <p>ただし、当該事業年度において、第20号の3様式を提出した法人については、第20号の3様式の④の欄の金額を限度とします。</p>	
12「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
13「全従業員数⑤」、「当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業員数⑥」及び「⑥の内訳⑦」	<p>2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。</p> <p>この場合における従業員数とは、法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業員の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(1)から(3)に定める従業員の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。</p> <p>(1) 算定期間の中で新設された事務所等  <math display="block">\frac{\text{算定期間の末日現在の従業員数} \times \text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}</math></p> <p>(2) 算定期間の中で廃止された事務所等  <math display="block">\frac{\text{廃止された月の前月末現在の従業員数} \times \text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}</math></p> <p>(3) 算定期間の各月の末日現在の従業員数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等  <math display="block">\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業員数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}</math></p> <p>なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。</p>	主たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合は、記載する必要はありません。

## 第20号の3様式記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。  
 (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分の申告にあっては、法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
5「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の①の欄の金額を記載します。（かつこ内は除く。）
8「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の①の欄の金額を用います。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、33の①の欄の金額を用います。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第292条第1項第4号の5ロに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第292条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等	この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月と	算定期間中に事務所等又

を有していた月数⑤」	し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みません。
13「円× $\frac{⑤}{12}$ ⑥」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の⑥の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄の金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。
14「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	
15「前事業年度の法人税割額の明細」(⑨から⑰までの欄)	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。 (3) ⑱の欄は、⑨の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。	2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑱の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
16「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。	
17「指定都市に申告する場合の⑥の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者数を記載します。	11以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。

第20号の4様式並びに第20号の4様式別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6記載の手引

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
二十号の四様式	1 用途等	この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
	3 「政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。
	4 「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)の1の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の1の欄を、外国法人にあつては法人税の明細書（別表6の3）の1の欄の金額を記載します。
	5 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。
	6 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第20号の4様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第20号の4様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第20号の4様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
	7 「道府県民税の控除限度額⑤」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の3.2を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。
	8 「市町村民税の控除限度額⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の9.7を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の4様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。
	9 「前3年以内の控除未済外国税額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。

		<p>(2) ⑭の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表5の⑦の欄の金額</p> <p>(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表6の⑤の欄の金額</p>	
	10「各市町村ごとに控除する外国税額の明細」	<p>2以上の市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この記載の手引において「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者数を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) 各市町村ごとの⑰の欄の計算は、⑩及び⑪の欄の金額の合計額を各市町村ごと（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含む。）に従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(3) ⑱の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の「税額」の欄又は⑥の「税額」の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から、特定寄附金税額控除額（第20号様式の⑦の欄）の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>また、市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑲の欄は、第20号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。</p>	
別表一	1 用途等	<p>(1) この明細書は、第20号の4様式の明細書に添付してください。</p> <p>(2) この明細書の各欄に記載する金額は、第20号の4様式の明細書及び法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載します。</p>	
	2「法人名」	<p>法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。</p>	
	3「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	<p>(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表3の⑩の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の⑤の欄の金額</p>	

		<p>(2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の⑭の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の⑩の欄の金額</p>	
別表二	1 用途等	この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書（都民税に係る場合にあつては第7号の2様式（その2）の明細書）に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「法人税の控除限度額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)）の16の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の13の欄の金額を、外国法人にあつては法人税の明細書（別表6の3）の11の欄の金額を記載します。	
	4 「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各市町村（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。以下同じ。）ごとに記載します。	
	5 「②で按分した法人税の控除限度額④」	①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。）を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	6 「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあつては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該割合に12.9分の9.7を乗じて得た割合（当該乗じて得た割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入します。）を控除した割合を記載します。	
	7 「市町村民税の控除限度額⑥」	各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
	8 「補正後の従業者数⑧」	各市町村ごとの②の欄の従業者数に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の9.7で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
別表三	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「被合併法人等の控除余裕額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行	

	<p>わられた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p>	
4「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下「平成26年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定による改正前の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（5の2））の11の欄の金額</p> <p>(2) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正前の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の7の欄の金額</p> <p>(3) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（2））の15の欄の金額</p> <p>(4) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の11の欄の金額</p> <p>(5) 外国法人 法人税の明細書（別表6の3）の10の欄の金額</p>	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
5「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。</p>	
6「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」	<p>次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p>	
7「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」	⑤の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の21の欄の金額を記載します。	
8「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は⑤×⑦／⑥」を抹消します。</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。</p>	
別表四	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出してください。
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
	3「当該法人の控除余裕額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が



	行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
4「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下「平成26年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定による改正前の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（5の2））の11の欄の金額 (2) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正前の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の7の欄の金額 (3) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（2））の15の欄の金額 (4) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の11の欄の金額 (5) 外国法人 法人税の明細書（別表6の3）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
5「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
6「当該法人の外国の法人税等の額⑦」	⑥の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の21の欄の金額を記載します。	
別表五 1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付してください。	
2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3「被合併法人等の控除未済外国税額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の⑩の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の⑩の欄の金額	
4「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下「平成26年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定による改正前の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（5の2））の11の欄の金額 (2) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正前の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の7の欄の金額 (3) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。

	(別表6(2))の15の欄の金額 (4) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (5) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	
	5「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。
別表六	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付してください。
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
	3「当該法人の控除未済外国税額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の⑩の欄の金額を記載します。
	4「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号。以下「平成26年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定による改正前の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(5の2))の11の欄の金額 (2) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正前の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2の2)付表)の7の欄の金額 (3) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の15の欄の金額 (4) 平成26年所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (5) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額
		①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。

## 第20号の5様式記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法附則第8条の2の2第7項又は第9項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在の市町村長に対して提出する第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付してください。
- (2) 寄附金を受けた地方公共団体（法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいいます。）が当該寄附金の受領について交付する受領証（地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類をいいます。以下同じ。）の写しも併せて添付してください。
- (3) 市町村内に恒久的施設を有する外国人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「1. 特定寄附金に関する明細」の各欄	受領証に記載された内容を記載します。	
3「2. 特定寄附金額の按分の計算」(③の欄及び④の欄)	(1) (イ)の欄は、第22号の2様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載します。 (2) (ロ)の欄は、②の金額を④の(イ)の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に③の(イ)の欄の数値を乗じて得た額を記載します。 (3) (ハ)の欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を記載します。	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載します。 (2) 1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てます。
4「特定寄附金の額⑤」	2以上の市町村に事務所等を有する法人は③の(ロ)の欄の金額を記載し、その他の法人は②の欄の金額を記載します。	
5「控除額⑥」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
6「控除対象法人税割額⑦」	2以上の市町村に事務所等を有する法人は第20号様式の⑥の欄の金額から第20号の2様式の②の欄の金額を控除した金額を記載し、その他の法人は第20号様式の⑤の欄の金額から第20号の2様式の①の欄の金額を控除した金額を記載します。	
7「税額控除上限額⑧」	1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を記載します。	

## 第22号の2様式記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が、主たる事務所等所在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。
- (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>第20号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額（ただし、別表1(1)の10の欄の上段に記載された金額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下(2)及び(3)においても同じです。）</p> <p>(2) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の8の欄の金額</p> <p>(3) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、リース特別控除取戻税額（別表1(1)の5の欄、別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
2 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>第20号様式の申告書に添付する場合は、下記の金額はそれぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る税額控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(6)）の15の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第2項（中小企業者等の試験研究費に係る税額控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第3項（特別試験研究費に係る税額控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(6)）の24の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の4第4項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(7)）の22の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(13)）の25の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(14)）の29の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(15)）の24の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12第1項、第2項及び第3項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(16)）の35の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(17)）の</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>

	<p>10の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の4第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（19））の15の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の5第7項及び第8項（生産性向上設備等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（20））の21の欄の金額</p>	
3「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式の申告書に添付する場合に、第20号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
4「退職年金等積立金に係る法人税額④」	第20号様式又は第20号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載します。	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
5「差引計⑤」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 第20号様式の申告書を提出する法人</p> <p>(イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 ①+②-③+④の金額</p> <p>(ロ) 連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表1の⑦の欄の金額</p> <p>(ハ) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人 第20号様式別表1の2の④の欄の金額</p> <p>(2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額</p>	
6「事務所又は事業所」	同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載します。	
7「分割基準及び分割課税標準額」	<p>(1) 「従業者数」の欄は、同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載し、同一市町村ごとに小計を付して記載します。</p> <p>この場合における従業者数とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(イ)から(ハ)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(イ)から(ハ)に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。</p> <p>(イ) 算定期間の中で新設された事務所等 算定期間の末日現在の従業者数× <u>新設された日から算定期間の末日までの月数</u> 算定期間の月数</p> <p>(ロ) 算定期間の中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数× <u>廃止された日までの月数</u> 算定期間の月数</p> <p>(ハ) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 <u>算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数</u> 算定期間の月数</p> <p>なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「分割課税標準額」の欄は、次のように記載します。</p> <p>(イ) ⑤の欄の金額を「合計」の欄の従業者の数で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割</p>	

課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。

- (II) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

## 第22号の3様式記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、市町村内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する公共法人（法人税法第2条第5号の公共法人）及び公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を含む。）で法人税を課されないもの（法第296条の規定によって非課税となるものを除きます。）が市町村民税の均等割を申告する場合に使用します。
- (2) この申告書は、4月30日までに事務所等所在地の市町村長に1通を提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3 「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告にあつては、法人番号（13桁）を記載します。	
4 「同左の月数①」	この月数は、暦によって計算し、1月に満たないときは、1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	
5 「この申告によって納付すべき市町村民税の均等割額②」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の②の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄の金額を記載します。	
6 「指定都市に申告する場合の②の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。	10以上の区に、事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。